

条 例 議 案 の 概 要

議第239号議案 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 制定理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による児童福祉法の一部改正に伴い、省令により定められていた児童福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について、条例で定めるもの。

2 概 要

(1) 対象となる施設等

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

(2) 人員、設備及び運営の基準

- ① 一般原則
- ② 人員に関する基準（母子支援員、保育士、児童指導員、児童自立支援専門員等）
- ③ 設備に関する基準（必要な部屋等の確保）
- ④ 運営に関する基準（非常災害対策、入所している者を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、秘密保持義務、苦情の処理、暴力団員等の排除）

【細目的事項、専門技術的事項等については、規則に委任する。】

※ 県独自の基準

- ① 暴力団排除条例に掲げる暴力団員等の排除に関する規定（国の基準なし）
- ② 非常災害時における安全確保策の追加規定（国の基準へ上乘せ）

(3) 施行期日

平成25年4月1日

(4) その他

指定都市（仙台市）は別途条例を制定